

◎日中漁業協定附属書の修正勧告の受諾に関する交換公文

(略称) 中国との漁業協定附属書の修正取極

昭和六十一年	五月二十九日	北京で
昭和六十一年	五月二十九日	効力発生
昭和六十一年	六月二十一日	告示

(外務省告示第一八七号)

目次

ページ

中国側書簡.....	三六一
協定の附属書Ⅰの修正勧告の受諾.....	三六一
日本側書簡.....	三六八
○合意された議事録.....	三六九
第五、第六保護区における最高操業隻数.....	三六九

(日中漁業協定附屬書の修正勧告の受諾に関する交換公文)

(中国側書簡)

訳文

書簡をもつて啓上いたします。本部長は、千九百七十五年八月十五日に東京で署名された中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定の附屬書Ⅰの修正に関し、千九百八十五年三月五日より同年三月九日まで東京で開催された中日漁業共同委員会第九回年次会議が採択した次の勧告を中華人民共和国政府が受諾した旨を中華人民共和国政府に代わつて確認する光栄を有します。

千九百七十五年八月十五日に東京で署名された中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定の附屬書Ⅰの修正に関する中日漁業共同委員会第九回年次会議の勧告

中日漁業共同委員会は、中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定第六条 4 (2) に基づき、同協定の附屬書Ⅰの修正に関し、次のとおり両締約国に勧告する。

1 附屬書Ⅰの 1 (2) (ii) の次に次のように加える。

(iii) 第三休漁区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

中国との漁業協定附屬書の修正取極

(中方去函)

日本国駐中華人民共和国特命全权大使
中江要介閣下：

我謹代表中華人民共和国政府确认、

中華人民共和国政府採納一九八五年三月五日至同年三月九日在東京举行的中日漁業聯合委員會第九次會議关于修改一九七五年八月十五日在東京签订的中華人民共和国和日本國漁業協定附件一的如下建議：

中日漁業聯合委員會第九次會議
关于修改一九七五年八月十五日
在東京签订的中華人民共和国和
日本國漁業協定附件一的建議

中日漁業聯合委員會根据中華人民共和国和日本國漁業協定第六條第四款第二項，建議締約双方修改協定附件一如下：

一、对附件一、一、2、(2)之后增加如下：
(3)第三休漁区：

位置：以下列各点順次連結的直線所圍的
水域：

- (イ) 北緯三十四度、東經百二十一度二十三分の点
 (ロ) 北緯三十四度、東經百二十一度五十三分の点
 (ハ) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度五十分の点
 (ニ) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度二十分の点
 (ホ) 北緯三十四度、東經百二十一度二十三分の点
 期間 八月一日から十月三十一日まで

(iv) 第四休漁区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度二十分の点
 (ロ) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度五十分の点
 (ハ) 北緯三十一度三十分、東經百二十三度二十七分の点
 (ニ) 北緯三十一度三十分、東經百二十二度五十七分の点
 (ホ) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度二十分の点

- ① 北纬三十四度、东经一百二十一度二十三分之点、
 ② 北纬三十四度、东经一百二十一度五十三分之点、
 ③ 北纬三十二度三十分、东经一百二十二度五十分之点、
 ④ 北纬三十二度三十分、东经一百二十二度二十分之点、
 ⑤ 北纬三十四度、东经一百二十一度二十三分之点。

時間：八月一日至十月三十一日止。

(4) 第四休漁区：

位置：以下列各点順次連結の直線所圍の海域：

- ① 北纬三十二度三十分、东经一百二十二度二十分之点、
 ② 北纬三十二度三十分、东经一百二十二度五十分之点、
 ③ 北纬三十一度三十分、东经一百二十三度二十七分之二点、
 ④ 北纬三十一度三十分、东经一百二十二度五十七分之点、
 ⑤ 北纬三十二度三十分、东经一百二十二度

期間 九月一日から十月三十一日まで

(v) 第五休漁区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度五十七分の点
- (ロ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度二十七分の点
- (ハ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度五十五分の点
- (ニ) 北緯三十度三十分、東経百二十三度五十分の点
- (ホ) 北緯三十度三十分、東経百二十三度二十分の点
- (ヘ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度二十五分の点
- (ト) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点

二十分之点。

時間：九月一日至十月三十一日止。

(5) 第六休漁区：

位置：以下列各点順次連結の直線所围の海域：

- ① 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度五十七分之点、
 - ② 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度二十七分之点、
 - ③ 北緯三十度四十四分、東経一百二十三度五十五分之点、
 - ④ 北緯三十度三十分、東経一百二十三度五十分之点、
 - ⑤ 北緯三十度三十分、東経一百二十三度二十分之点、
 - ⑥ 北緯三十度四十四分、東経一百二十三度二十五分之点、
 - ⑦ 北緯三十一度三十分、東経一百二十二度五十七分之点。
- 時間：九月十六日至十月三十一日止。
- (6) 第六休漁区：
- 位置：以下列各点順次連結の直線所围の海域：

期間 九月十六日から十月三十一日まで

(vi) 第六休漁区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十度三十分、東經百二十三度二十分の点
- (ロ) 北緯三十度三十分、東經百二十三度五十分の点
- (ハ) 北緯二十九度、東經百二十三度十五分の点
- (ニ) 北緯二十九度、東經百二十二度四十五分の点
- (ホ) 北緯三十度三十分、東經百二十三度二十分の点

期間 八月一日から十月三十一日まで

(四) 第七休漁区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯二十九度、東經百二十二度四十五分の点
- (ロ) 北緯二十九度、東經百二十三度十五分の点
- (ハ) 北緯二十七度三十分、東經百二十二度の点
- (ニ) 北緯二十七度、東經百二十一度四十分の点
- (ホ) 北緯二十七度、東經百二十一度十分の点

- ① 北緯三十度三十分、東經一百二十三度二十分之点、
- ② 北緯三十度三十分、東經一百二十三度五十分之点、
- ③ 北緯二十九度、東經一百二十三度十五分之点、
- ④ 北緯二十九度、東經一百二十二度四十五分之点、
- ⑤ 北緯三十度三十分、東經一百二十三度二十分之点。

時間：八月一日至十月三十一日止。

(七) 第七休漁区：

位置：以下列各点順次連結の直線所圍の海域：

- ① 北緯二十九度、東經一百二十二度四十五分之点、
- ② 北緯二十九度、東經一百二十三度十五分之点、
- ③ 北緯二十七度三十分、東經一百二十二度の点、
- ④ 北緯二十七度、東經一百二十一度四十分之点、
- ⑤ 北緯二十七度、東經一百二十一度十分之点、

- (c) 北緯二十七度三十分、東經百二十一度三十分の点
(d) 北緯二十九度、東經百二十二度四十五分の点

期間 一月一日から二月末日まで及び八月一日から十月三十一日まで

2 附屬書Iの1(3)(iv)の次に次のように加える。

(v) 第五保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (i) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度二十分の点
(ii) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度五十分の点
(iii) 北緯三十一度三十分、東經百二十三度二十七分の点
(iv) 北緯三十一度三十分、東經百二十二度五十七分の点
(v) 北緯三十二度三十分、東經百二十二度二十分の点

期間 八月一日から八月三十一日まで

(vi) 第六保護区

中国との漁業協定附屬書の修正取極

点、

- ⑥ 北緯二十七度三十分、東經一百二十一度三十分之点、

- ⑦ 北緯二十九度、東經一百二十二度四十五分之点。

時間：一月一日至二月末日止、以及八月一日至十月三十一日止。

二、对附件一、一、3、(4)之后增加如下：

(5)第五保护区：

位置：以下列各点顺次连结的直线所围的海域：

域：

- ① 北緯三十二度三十分、東經一百二十二度二十分之点、
② 北緯三十二度三十分、東經一百二十二度五十分之点、
③ 北緯三十一度三十分、東經一百二十三度二十七分-之点、
④ 北緯三十一度三十分、東經一百二十二度五十七分之点、
⑤ 北緯三十二度三十分、東經一百二十二度二十分之点。

時間：八月一日至八月三十一日止。

(6)第六保护区：

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度五十七分の点
- (ロ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度二十七分の点
- (ハ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度五十五分の点
- (ニ) 北緯三十度三十分、東経百二十三度五十分の点
- (ホ) 北緯三十度三十分、東経百二十三度二十分の点
- (ヘ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度二十五分の点
- (ハ) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点

期間 八月一日から九月十五日まで

本部長は、更に、この書簡及び閣下が日本国政府に代わつて前記の勧告を受諾した旨を確認される返簡が、同協定第七条の規定に従い、同協定の附屬書Iを閣下の返簡の日付の日に修正する旨の中日両国政府間の了解を中華人民共和国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本部長は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

位置：以下列各点順次連結の直线所围の海域：

- ① 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度五十七分之点、
- ② 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度二十七分之点、
- ③ 北緯三十度四十四分、東経一百二十三度五十五分之点、
- ④ 北緯三十度三十分、東経一百二十三度五十分之点、
- ⑤ 北緯三十度三十分、東経一百二十三度二十分之点、
- ⑥ 北緯三十度四十四分、東経一百二十三度二十五分之点、
- ⑦ 北緯三十一度三十分、東経一百二十二度五十七分之点。

時間：八月一日至九月十五日止。

我謹代表中华人民共和国政府确认，根据该协定第七条第二款的规定，本函和閣下代表日本国政府确认采纳上述建议的复函，即成为中日两国政府间关于自閣下复函之日起修改该协定附件一的一项谅解。

我荣幸地请閣下代表贵国政府确认上述谅解。

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて
敬意を表します。

千九百八十五年五月二十九日に北京で

中華人民共和国 国外交部長 吳学謙

中華人民共和国 駐在

日本国特命全權大使 中江要介閣下

順致最崇高的敬意。

中華人民共和国 国外交部長 吳学謙

一九八五年五月二十九日于北京

日本側書簡

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、日本国政府が前記の勸告を受諾した旨を日本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡に述べられた日中両国政府間の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十五年五月二十九日に北京で

日本国特命全權大使 中江要介

中華人民共和国外交部長 吳学謙閣下

合意された議事録

日本国政府代表及び中華人民共和国政府代表は、千九百七十五年八月十五日に東京で署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定（以下「協定」という。）の附屬書Ⅰの修正に関する日中漁業共同委員会第九回年次会議の勧告を受諾する旨の本日付けの公文の交換に関連して、次の事項を記録することに合意した。

協定の附屬書Ⅰの1(3)の規定に基づき、新たに設定された第五保護区及び第六保護区における最高操業隻数の合計を次のとおり定める。

日本側	七十四隻
中国側	七十四隻

千九百八十五年五月二十九日に北京で

中 江 要 介

吳 学 謙

中国との漁業協定附屬書の修正取極

同意事項記録

中华人民共和国政府代表和日本国政府代表就今天換文采納中日漁業聯合委員會第九次會議关于修改一九七五年八月十五日在東京签订的中華人民共和國和日本國漁業協定（以下称協定）附屬書Ⅰ的建議，同意記錄下列事項：

根据協定附屬書Ⅰ的一、3的规定，在新设立的第五保护区以及第六保护区内的最高作业船数合计定为：

中方	七十四艘
日方	七十四艘

一九八五年五月二十九日于北京

吳 学 謙 中 江 要 介

(参考)

昭和六十年三月、日中漁業共同委員会は、漁業資源保存の見地から、昭和五十年八月十五日に署名された日中漁業協定(昭和五十年二国間条約集及び条約集第二五一四号参照)の附属書Iに規定する保護区等を拡大及び新設することについての勧告を採択した。この取極は、その採択された勧告を日中両政府が受諾したことを確認したものである。